

北区における水と緑を活用したまちづくり検討業務委託 公募型プロポーザル 質問への回答

No	質問	回答
1	<p>本項目における「類似実績」の判断にあたり、主にどのような観点（例：業務目的、対象スケール、検討内容、成果品の種類、制度設計・計画策定の有無等）を重視されますでしょうか。開示可能な範囲でご教示ください。</p>	<p>類似実績の判断については、主として本業務の目的及び業務内容「仕様書5（1）～（5）」との整合性を重視します。具体的には、水辺・緑地等の自然環境と都市機能を対象に、現況整理・課題分析、GIS等を用いたデータ整理、まちづくりの方向性・具体的取組み（指標を含む）の検討、関係者ヒアリングや会合運営支援、報告書作成等を含む業務であるか等を総合的に確認します。</p>
2	<p>実績の提示にあたって、件数・金額・担当範囲（元請／共同企業体／協力会社等）・担当者の役割分担等について、評価上の扱い（記載すべき事項、評価対象となる範囲）がございましたら、開示可能な範囲でご教示ください。</p>	<p>実績の記載事項・評価対象の詳細については、募集要項及び提出書類「様式5」のとおりです。</p>
3	<p>本業務の実施にあたり、受注者側で新たな業務手法（分析手順、評価ロジック、テンプレート、ツール／プログラム等）を構築することを想定しています。契約書（案）および仕様書における著作権等の取扱いについて、以下 開示可能な範囲でご教示ください。納品成果（報告書、図表、データ等）の著作権（または利用権）は発注者帰属／受注者帰属のいずれの想定でしょうか。</p>	<p>「仕様書10 権利処理」のとおり、文書・資料作成の際に新規に制作した著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定めるものを含む。）は発注者に譲渡される想定です。また、受注者が権利を有する著作物については、受注者より利用許諾を得るものとし、第三者が権利を有する著作物については受注者において必要な利用許諾を得ていただきます。</p>
4	<p>受注者が業務遂行のために作成・使用する「手法・ノウハウ・ツール等（成果物そのものではない背景技術）」について、受注者側に権利を留保した上で、発注者に対して本業務目的の範囲で利用許諾する整理は可能でしょうか。</p>	<p>本業務の成果品（報告書、図表、データ等）として納品されるものの権利関係は、「仕様書10」のとおりです。受注者が従前から保有する、または業務遂行のために構築する一般的な手法・ノウハウ・ツール等のうち、成果品そのものではない背景技術については、成果品の作成・説明・再現に支障がない範囲で、受注者に権利が留保されるものと考えます。ただし、具体の整理については、契約締結後に発注者・受注者協議により決定します。</p>
5	<p>発注者による二次利用（別事業での利用、第三者提供、公開資料への転用等）を想定される場合、その範囲・条件（出典表示、提供形態、改変可否等）の考え方がございましたら、開示可能な範囲でご教示ください。</p>	<p>「仕様書10」に記載のとおり、発注者は成果品について、複製・配布、電子媒体配布、WEB公開、会議等での利用、会議風景等の映像・写真のWEB公開、発注者が認めた機関によるサーバー配布・WEB公開・再配布等を行うことを想定しています。出典表示、改変可否、第三者提供の具体的な運用等の詳細条件について定めが必要な場合は、契約締結後に協議のうえ整理します。なお、第三者権利物が含まれる場合は、許諾条件の範囲内での取扱いとなります。</p>